タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	金星自動車株式会社（法人番号１４３０００１００４２８６）代表者吉野僚哲	北海道札幌市清田区北野１条１丁目９番１号	千歳営業所	北海道千歳市朝日町３丁目２０番２	R5.3.22	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	道路運送法第２０条　他３件	令和５年１月２３日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）営業区域外旅客運送違反（道路運送法第２０条）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第３８条第１項）	１	１
２	有限会社振内交通（法人番号８４３０００２０６３０３６）　代表者樋屋比呂志	北海道沙流郡平取町振内町２７番地２２	千歳営業所	北海道千歳市美々７５８番地１８０	R5.3.22	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他５件	令和５年２月７日、事業規模拡大を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）点検整備等記録簿の記載義務違反（運輸規則第４５条第２号）	０	０
	以下余白									